一般社団法人 日本ライオンズYCE委員会

**YCE不測事態によるキャンセル時の規程と緊急時連絡方法**

**Ⅰ．不測事態によるキャンセル時の規程**

派遣、来日が決まった後に不測の事態**（新型コロナウィルス・新型インフルエンザの拡散、自然災害、テロ、戦争等）**により中止となった場合の対応を規定する。

※派遣出発後の不測の事態については**「Ⅱ．現地で派遣生が緊急事態に遭遇した時の連絡方法」**を参照

**１．キャンセルになるまでの過程**

（１）窓口複合地区を通じて現地の状況を把握し情報を集め、相手国窓口と窓口複合地区との判断を基に一般社団法人 日本ライオンズYCE委員会（以下「本委員会」という）で協議し、日本全体としての決定とする。

本委員会の決定は文書にて複合地区から準地区経由で関係者へ連絡する。

（派遣）斜太字は日本側

***派遣生 ⇔ スポンサークラブ ⇔ 地区 ⇔ MD ⇔ 窓口MD*** ⇔ 相手国窓口 ⇔

ホストクラブ ⇔ ホストファミリー

（来日）斜太字は日本側

来日生 ⇔ スポンサークラブ ⇔ 地区 ⇔ 相手国窓口 ⇔ ***窓口MD ⇔ MD ⇔***

***ホストクラブ ⇔ ホストファミリー***

（２）不測時とする判断は本委員会の決定、ガバナー協議会の協議内容に沿いながら複合地区YCE委員会として判断し、ガバナー協議会に報告し、連携を取る。

**２．キャンセル決定後**

（１）派遣生について

① 不測の事態により中止になった場合の派遣生については、派遣生が希望する限り、

次回の派遣時に優遇する。優遇期限は次回の開始から1年間とする。

※ただし、派遣時の年齢制限優遇措置については派遣先国の方針による。

② 派遣先は中止時の派遣地を基本とする。状況によって出来得る範囲での調整も可能とする。（派遣先変更、冬期、夏期の変更等）

③ 中止の連絡は日本レベルだけでなく、複合地区としても文書を発信する。派遣生や保護者への説明会等、詳細については準地区の対応とする。

④ 中止になった場合の次回のプログラムについては本委員会にて協議され決定される。

（２）来日生について

① 不測の事態により中止になった場合の来日生については、来日生が希望する限り、次回の来日時に年齢制限を優遇して受け入れる。

（３）本規定は2021年3月16日より施行する。

**Ⅱ．現地で派遣生が不測の事態に遭遇した時の連絡方法**

　　※不測の事態とは新型コロナウィルス・新型インフルエンザの拡散、自然災害、テロ、戦争等を指す。

　　※最終空港到着時にホストファミリーが迎えに来ていない等は不測の事態では無い。

|  |
| --- |
| 派遣生（本人及び不測の事態情報を持つ他のYCE生） |

|  |
| --- |
| ＜日本国内＞・窓口複合地区YCE委員長・派遣生所属準地区YCE委員長・指定旅行代理店・自分の保護者 |

|  |
| --- |
| ＜派遣先国内＞・ホストファミリー・派遣先国YCE委員長・リーダー |

|  |
| --- |
| ・派遣生所属複合地区YCE委員長・スポンサークラブ |

１．不測の事態時における対応について

① 緊急事態の第一報は何処から、どんな方法で誰の所に入るか分からない。上記緊急時の通信図を参照にして対処する。

② 窓口複合地区YCE委員長は連絡を受け次第、本委員会委員長へ報告し、緊急YCEウエブ委員会招集を要請する。本委員会終了後、複合地区YCE委員長は即座にその決定・合意内容をガバナー協議会議長へ報告し、準地区YCE委員長へ通達する。